

鳥取県公衆浴場等レジオネラ属菌自主検査指導要領

第1 目的

この要領は、公衆浴場等の入浴施設における浴槽水等の安全の確保及び自主管理の向上を推進するため、鳥取県公衆浴場法施行条例（以下、「公浴条例」という。）第3条第9号及び鳥取県旅館業法施行条例（以下、「旅館条例」という。）第6条第3号の規定による水質検査（レジオネラ属菌に係る自主検査）の方法、各総合事務所長（以下、「総合事務所長」という。）への報告等について必要な事項を定め、もって施設利用におけるレジオネラ症患者の発生及び感染による危害拡大の防止を図ることを目的とする。

第2 検査対象

公衆浴場法第1条第1項に規定される施設（公浴条例第4条第1項の施設を除く。）及び旅館業法第2条第2項から第5項までに規定される営業を行う施設（以下、これらをまとめて「浴場施設」という。）の浴槽水、原湯、原水、あがり湯及びあがり水を検査対象とする。ただし、次の各号に該当するものを除く。

(1) 水道水のみを用いた原水、あがり水

*水道水とは、水道事業者(市町など)の配水管から直接供給されるもののみを指し、貯水槽、高架水槽又はボイラー等を経由しているものは水道水とみなさない。

(2) 入浴者ごとに原湯、原水のみを使用して完全に交換される浴槽水

第3 水質検査

(1) 水質検査の回数

項目	区分	年間検査回数
浴槽水	24時間以上完全に新たなものに交換しないで循環及びろ過しているもの	2回以上
	ろ過していないもの（源泉が直接浴槽内にあり、ろ過していないもの）	1回以上
	毎日新たなものに交換するもの（24時間以上使用せずに循環させ、ろ過しているものも含む）	1回以上
原湯・原水・あがり湯・あがり水	水道水以外の水を使用しているもの	1回以上

(2) 検査試料の採取

ア 採水箇所

(ア) 浴槽水

レジオネラ属菌の増殖リスクを考慮して、原則として全ての浴槽について浴槽中央部の水を採取するものとする。

(イ) 原湯、原水、あがり湯及びあがり水

原湯、原水、あがり湯及びあがり水の全ての蛇口等について採水することが望ましい

が、採水箇所を抽出して検査する場合は、浴場施設の配管図を考慮しながら、最もレジオネラ属菌の増殖リスクが高いと想定される箇所を次の a から c までを参考として選定し、効果的に採水を実施すること。（別添資料参考）

- a 配管の各系統の末端部
- b 屈曲又は分岐が最も多い配管の末端部
- c 最も長い配管の末端部

イ 採水の時期

採水は、清掃及び消毒の直後を避けて行うこと。

ウ 採水時の留意点

- (ア) 採水箇所、採水日時、採水時の遊離残留塩素濃度を確認・記録すること。
- (イ) 採水容器は500ミリリットルのガラス瓶、又はポリエチレン瓶を用い、滅菌処理済みで塩素中和剤が入っているもの又は25パーセントチオ硫酸ナトリウムを500分の1量加えて塩素を中和したものを使用すること。
- (ウ) 採水を検査機関に委託する場合は、施設営業者又は管理者が立ち会い、(ア) (イ) の条件を満たしていることを確認すること。

エ 採水瓶搬送時の注意事項

- (ア) 採水を検査機関に委託しない場合、採水瓶は、採水当日に検査機関へ持ち込むこと。
- (イ) 搬送する際の温度は6℃～18℃とし、直射日光を避けること。（ただちに搬送が困難な場合は、4℃～8℃で保存すること。）

オ 検査方法

培養法（冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法）により実施すること。ただし、改善措置後の陰性確認検査は、リアルタイムPCR法又はLAMP法により実施しても差し支えない。

第4 レジオネラ属菌が検出された場合の報告

浴場施設の営業者は、水質検査の結果が公浴条例第3条第8号及び旅館条例第6条第2号の規定により知事が別に定める水質基準（以下、「水質基準」という。）に不適合と判明した場合、直ちに適切な措置を講じるとともに、別紙様式により公浴条例第3条第9号、旅館条例第6条第3号に基づき総合事務所長へ報告すること。

第5 水質検査結果の保存

営業者は、公浴条例第3条第16号、旅館条例第6条第10号に基づき、水質検査結果を3年間保存し、総合事務所長の求めに応じて提出できるよう管理すること。

附 則

この指導要領は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

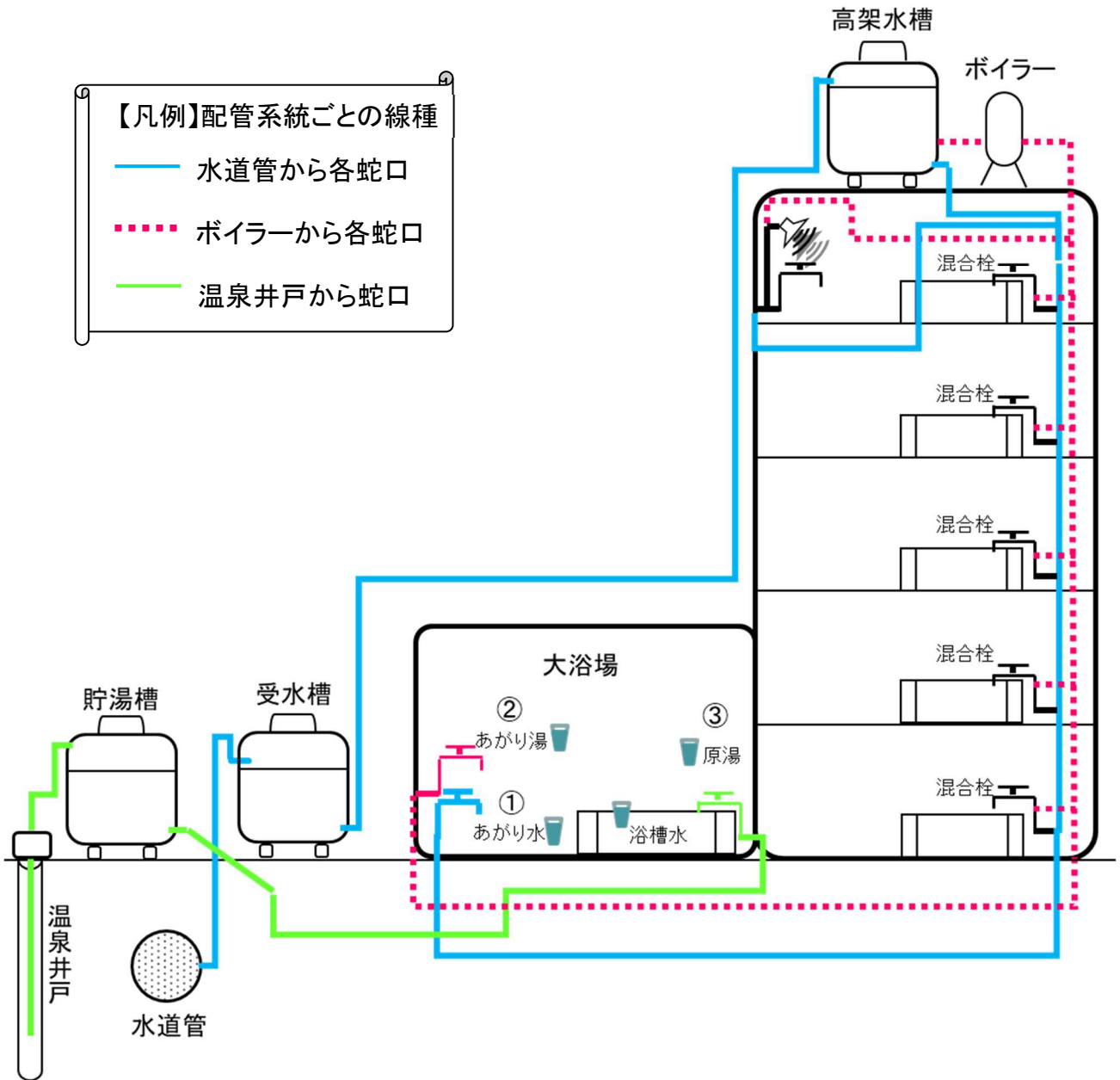
この改正は、令和7年6月9日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年5月13日から施行する。

(別添)

営業施設における採水箇所の例



採水箇所について

- 浴槽水は、原則すべての浴槽から採水する。(入浴者毎に湯を交換するものを除く。)
- 原湯・原水・あがり湯・あがり水の採水箇所の選定は、以下の整理表を参考とする。

(整理表)

	採取箇所の考え方	該当箇所
a	配管の各系統の末端部	①、②、③
b	屈曲又は分岐が最も多い配管の末端部	①、②
c	最も長い配管の末端部	①、②

⇒以上から増殖リスクが高い箇所として選定された①、②、③を採水する。

浴槽水等水質基準不適合届

総合事務所長 様

鳥取県公衆浴場法施行条例第3条第9号又は鳥取県旅館業法施行条例第6条第3号の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

1 水質検査結果

検査年月日	検体名	採水場所	検査結果
			レジオネラ属菌 cfu/100ml

2 措置内容

年月日	措置内容

3 その他

添付書類

- 1 水質検査の結果を表す書面の写し
- 2 施設配管図の写し